

習志野市教育委員会会議録
(令和3年第1回定例会)

- | | | | |
|---|------|----------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和3年1月20日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後2時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後3時26分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 天 田 正 弘 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |
| | | 学校教育部副参事 | 芹 澤 佐 知 子 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育部課長 | 野 村 健 一 |
| | | 指導課長 | 杉 山 健 一 |
| | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |
| | | 社会教育部課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 大 塚 良 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |
| | | 生涯学習部主幹 | 妹 川 智 子 |
| | | 指導課主任指導主事 | 荻 原 洋 |
| | | 指導課主任指導主事 | 小 林 徹 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和2年習志野市議会第4回定例会一般質問等について
- (3) 習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)のパブリックコメントに対する回答案について
- (4) 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の改正について
- (5) 習志野市文化振興計画(案)のパブリックコメント結果について

第3 議決事項

議案第1号 令和2年度教育費予算案(3月補正)について

第4 協議事項

協議第1号 令和3年度以降の育英資金の選考基準について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第1号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

馬場委員

昨年末に東習志野こども園でクラスターが発生したと聞いたが、その状況について説明できる範囲で説明をお願いしたい、と質問

篠宮学校教育部主幹

昨年末に2日間の臨時休園をし、感染状況の確認をした。その後、濃厚接触者等が特定されたので、1月4日から通常の保育を開始している、と回答

馬場委員

人数は言えないか、と質問

篠宮学校教育部主幹

県から報告されているのと同じ内容になるが、職員が2名、子どもが3名である、と回答

馬場委員

感染者が増加し、緊急事態宣言も出ている状況で、感染予防の教育は小さい子どもであっても必要であり、大事なことだと思う。基本を徹底するということに尽きるとは思うが、他の幼稚園やこども園、小学校でもクラスターが発生する可能性は十分にあると思うので、今後も教育等の徹底をお願いしたい、と発言

篠宮学校教育部主幹

感染予防の教育を行い、対策を徹底し、行事等は制限しなくてはならない状況だが、教育・保育について努力していきたいと思う、と回答

赤澤委員

資料を拝見すると、概ね各施設を休館するのではなく、2時間程度開館時間を短縮しているが、どういったデータに基づいて時間短縮に至ったのか伺いたい、と質問

藤原社会教育課長

このたびの緊急事態宣言については、不要不急の外出を控える、特に午後8時以降の外出を控えてほしいという宣言になっている。そのことを鑑み、午後8時以降の外出を控えていただくことを目途に、公民館、図書館、スポーツ施設の夜間の使用範囲がどうしても午後8時以降に関わる部分もあることから、利用の時間帯を見ながら、今回は閉館時間を午後5時に設定した、と回答

赤澤委員

国の方針としては、不要不急の外出を午後8時以降控えてほしいということで、禁じられたわけではない。それがなぜ午後5時閉館になるのかがよくわからない。2時間から3時間程度時間を短縮することによって、感染が防げるもしくは予防効果があるという話だったらわかるが、そうでないとすると、逆のデメリットが出てくるような気がする。例えば、図書館の場合は基本的に発話をしないという前提の場所だと思う。市民の方が図書館に行くことを日課にしているとか、図書館に行くことが生活の中で何か意味のあることであった場合は、どうしようもない状況だったら時間短縮というのは仕方ないが、休館するわけでもなく、国の方針は午後8時以降の外出を控えるというものなのに、なぜ午後5時の閉館になってしまうのか。時間短縮によって感染予防に意味があるのであれば理解できるが、エビデンス的なものはないと思う。時間を短くしていくという全体の雰囲気

合わせているような印象を受ける。世間的に飲食店の営業時間短縮というのは仕方ない部分があると思うが、そういう状況だからこそ、市や公共施設の役割がむしろ大事になってくることもあると思う。スポーツ施設であれば、接触等の不慮のことがあるかと思うが、図書館も時間短縮にする必要があるのかというのは、正直少し疑問を持った、と発言

藤原社会教育課長

緊急事態宣言に伴う対応を検討するに当たり、不要不急という部分をどう捉えるかというところを検討してきた。委員御指摘の通り、公民館、図書館に来ることが実際に不要不急に当たるのかどうか、感染症予防対策という部分において、不要不急の外出を控えるというところで、利用を控えていただくに値するかどうか検討してきた。近隣で申し上げますと、船橋市、市川市、浦安市においては、全ての公民館、図書館を休館として対応している。本市においては、休館にするという対応を取るのではなく、少しでも公民館、図書館を利用させていただきたいということを前提に検討したところがある。委員の御指摘にもあったが、緊急事態宣言の中で夜の外出を控えていただきたいということがあり、これは飲食店という部分に該当しているのかもしれないが、特に夜の不要不急の外出を控えていただきたいという要請がある中で、公民館の利用時間の設定を加味する中で閉館の時間を決めたところである。図書館においては、中央図書館が通常午後8時まで開館しているものを午後5時にし、他の図書館については平日午後5時、土曜日は午後7時まで開館しているが、午後5時であれば影響は少ないだろうという判断で、今回の時間を設定したところである。今後も感染症予防対策をどのように取るかを念頭に置きつつ、市民の公民館、図書館の利用も鑑みながら、対策を検討していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

基本的には市の方針がはっきりしていれば他市と違って良いと思うし、様々な検討をした結果だと思う。ただ、不要不急の外出は基本的には午後8時以降という話ではあるし、こういった公共施設の意義や存在理由ということを照らして考えたときに、一考の余地もあると思う、と発言

高橋委員

午後8時まで開館していると、仕事終わりに図書館を利用しようとする人が来ることができるが、午後5時だとそういう人が来られなくなることがあると思う。午後5時から午後8時頃の図書館の利用状況について、把握しているのか、と質問

藤原社会教育課長

中央図書館においては、普段は午後8時まで開館している。図書館からの報告では、夜間の利用はそれなりにあると聞いている。一番利用が多いのは学習室で、学生が夜に利用していると聞いている。また、土曜日は他の図書館も午後7時まで開館しているが、少なからず利用はある状況である、と回答

高橋委員

利用状況を把握した上での決断であれば仕方ないのかなと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和2年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)のパブリックコメントに対する回答案について (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

報告事項(3)「習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)のパブリックコメントに対する回答案について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回のパブリックコメントについては、令和2年11月18日から12月18日まで行われた。この期間中に17名から合計39件の意見をいただいている。その意見の概要と市の考え方について、資料にまとめている。いただいた意見は様々だが、本日はポイントを絞って説明する。

ポイントは4点ある。1点目は、少人数学級を要望する意見である。学校規模というところではなく、学級の規模に対する意見である。資料2ページ目、No. 6の意見である。これに対しては、現在、国において、小学校は35人学級とするということが議論されているところであり、本市としてもその動向に注視し、国から35人学級を実施していくという正式な決定があったら、本市としてもきちんとそれに対応していくということで回答をしている。

2点目は、適正配置に対する考え方の意見である。資料4ページ目、No. 15のような意見である。本市の適正配置に対する考え方は、学校を地域コミュニティの核として位置付け、学校を可能な限り維持していくことを示している。これに対しては賛同するといった意見をいただいております。市民の方からも理解をいただけたものと考えている。

3点目は、学校統合に反対するという意見である。資料7ページ目、No. 27からNo. 30の意見が例となっている。具体的に学校名で言うと、秋津小学校や香澄小学校の学校統合に反対するという意見をいただいている。これに対しては、本基本方針は学校統合を前提としたものではなく、可能な限り現在の学校を維持していくことを基本方針として回答している。

4点目は、大規模校に対する意見である。資料8ページ目、No. 34からNo. 36の意見である。学校の通学区域の弾力化または学区の見直し等をしたら良いのではないかという意見だが、これに対しては、学区の大幅な変更については地域コミュニティへの影響が大きいことから、本基本方針の中では、学区の一部変更または弾力化で対応していくことを回答している、と概要を説明

高橋委員

パブリックコメントの意見を読んで、やはり統合に対する反対や、コミュニティを重視するという意見が圧倒的に強いというのは本当によくわかった。直接この回答には関わらないが、学級数推計でも、奏の杜から谷津南小学校へのバス通学により、谷津南小学校も児童数が1千名を超えるような推計になっている。一方で、近隣の袖ヶ浦西小学校は児童数が200名以下になりそうで、バスで子どもを別の学区の学校に送るということを既にやっているのであれば、なぜ谷津南小学校ばかりで、袖ヶ浦西小学校に送れないのか、と質問

利根川学校教育部主幹

奏の杜から谷津南小学校に通っている子ども達を、谷津南小学校だけではなく、袖ヶ浦西小学校にも通わせてはどうかという御意見と捉えて、お答えさせていただく。まず、谷津南小学校にバス通学をしているのは、谷津小学校の児童数が大変多くなることがわかった時点で、児童をどのようにして受け入れていくかを検討したときに、その当時、谷津南小学校の方が教室にも余裕が

あり、距離としても近いということで、当初は徒歩で通学することを想定し、決定したと思う。その後、通学に関して、安全等について様々な検討をした結果、最終的に現在のバス通学に至っている。その際に、別の学校にといった議論があったかについては記録を確認してみるが、そういった議論はなかったと記憶している。ただ、一つの方法として、そういった形で選択ができるという方式も今後考えられることではあると思うので、その辺りについては、今後、教育委員会の中で振り分けの可否やその後の影響はどうなるのかといったことについて、検討ができると考えている、と回答

高橋委員

前向きに考えていくと捉えた。基本方針の中でも、袖ヶ浦西小学校には余裕教室が22教室と出ている。様々なことが関係するので、簡単には決められないかもしれないが、どちらにせよバスに乗って通学するのであれば、人数が少ない学校で、一人ひとりスペースを持って学ばせることを選ぶ保護者もいると思う。それは子どものためでもあるし、学校全体が活性化するためにもなると思う。素人考えかもしれないが、検討に値すると思った、と発言

小熊教育長

コミュニティーを形成していく上で、この問題には中学校区のことがあると思う。補足して説明していただきたい、と発言

利根川学校教育部主幹

基本方針の中でも地域コミュニティーの核として学校を位置付けていくとしているが、本市においては、中学校区での地域コミュニティーが形成されている。袖ヶ浦西小学校は確かに余裕教室もあるが、奏の杜から通学することになると、袖ヶ浦西小学校は三中学区になってしまう。そうすると、コミュニティーも一中学区から三中学区になっていくということもあり、その辺りの難しさはあると考えている、と回答

高橋委員

様々な問題があるのだなと思った。ただ、このままで良いのかは疑問に思う、と発言

小熊教育長

学区が分散していたりする問題については度々御指摘いただいているところであり、教育委員会事務局としても重く受け止めており、課題として捉えている。現実として、現在は奏の杜から谷津南小学校へバス通学をする対応を取っているが、中学校区まで変えるには難しい問題が多く、現状、中学校区は残すべきではないかとの考え方をしている。しかしながら、それで良しとしているわけではなく、どうしていかなくてはいけないかは、今後の検討課題と捉えている、と発言

赤澤委員

No. 6からNo. 9の意見について、国から示された方針が1学級35人で、それを前提として、さらに、1学級20人から30人を要望するという意見だと思う。それに対する回答を見ると、市としてどう考えているのかがあまり見えてこないような気がする。意見を提出した方は、すぐ具体的に20人から30人学級を目指すべきではないかという問いかけをしているので、国の方針以上に少人数学級を目指すことを考えているのか、35人学級で十分だと思っているのか、県に従って決めるということなのか、簡潔な答えが市民としては欲しいのではないかと思うが、いかがか、と質問

利根川学校教育部主幹

国が示すよりも少ない学級人数の要望ということだが、教育委員会としては、適正規模・適正配

置の基本方針を考える上でも、やはり一定の集団規模が教育には必要であろうと考えている。確かに少人数できめ細かい教育というのはメリットもあると十分考えているが、一定の集団規模を保っていくといった観点においては、国や県から示されている規模が適切なものではないかと考えている。国の示す基準が今後35人になるということなので、それに合わせて35人学級にする形で進めていけば良いのではないかと考えている、と回答

赤澤委員

1学級20人から30人を目指すべきではないかとの意見に関して、今ほどの回答から、少人数の意義もあるけれど、集団規模の意義もあると考えていると捉えたが、そうすると、35人が規模として適正と考えているということか、と質問

利根川学校教育部主幹

本市としては、国や県から正式に35人学級が示された時には、そちらが適正な学級集団の規模と考えていきたいと思う、と回答

古本委員

1学級20人を目指すのか、35人学級にするかという話はこの場にはすぐわないと思う。軽々に論じる内容ではない。特に、教員の数県で指定された数で決められている以上、習志野市が20人学級にすると決めた時には相当の努力をしなくてはいけないし、20人でなくてはならないという覚悟が必要だと思う。それをこのパブリックコメントの報告の場に乘せてしまうのは、全く別の難しい話になると思う。今ほどの質問は、20人にすべきではないかという意見に対して、この回答で良いのかという質問だと思うので、回答としては、人数に関してはもうしばらく検討させていただきたいという回答の方が良いのではないかとと思う、と発言

赤澤委員

御指摘の通り、この場で答えを出してほしいということではなく、意見に対して納得のいくような答えが必要だと思う。今ほどお話のあったとおり、これから検討していくということでも良いと思う。意見に対して回答が噛み合わないような印象を受けたので、検討をお願いしたい、と発言

利根川学校教育部主幹

表現の検討というところで、市の考え方の案として作成しているので、今一度教育委員会事務局の中で表現について見直していきたいと思う、と回答

小熊教育長

明確に回答する必要があるではないかとの意見があったので、再度検討していただき、最終的な回答を作成するよう、お願いしたい、と発言

高橋委員

学校規模に拘って申し訳ないが、決してコミュニティーを壊して良いと思っっているわけではなく、ある程度的人数がいた方が子どもの教育上良いのではないかと思っている。少数派かもしれないが、学校規模が小さくなることへの懸念も意見として出ていると思う。その上での質問になるが、例えば、香澄小学校と秋津小学校で運動会を一緒に行うとか、まとまって行事をやるとか、何かそういうことは実際に行っていないのか。あるいは、構想としてないのか。それは袖ヶ浦東小学校と袖ヶ浦西小学校のように歩いて行けるような距離の学校でもできると思う。もしあれば、小規模校ではあるけれど、コミュニティーを残しながら、スケールが大きくなって共に学べるようなことを考え

ていると言えるのではないかと思うが、いかがか、と質問

杉山指導課長

具体的に香澄小学校と秋津小学校という話が出たが、この両校で行われている例として、オリンピック・パラリンピック教育に第七中学校も含めて取り組んでいる。総合的な学習の時間を使って講師を招き、中学校も含めて一緒に取り組みを進めている事例が継続して行われている。三中学区では、教職員の交流が行われている、と回答

高橋委員

そういった取り組みがあるならば、学校規模が小さくなっていることに対する心配に対して、近隣の学校と一緒に学べるような取り組みをしているし、少人数のデメリットをできるだけ補うようなことを考えていると答えると良いのかなと思った、と発言

小熊教育長

今ほどいただいた御意見は、一つの考え方として検討していく価値があると思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 習志野市立学校等の給食費等に関する規則の改正について (学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 習志野市文化振興計画(案)のパブリックコメント結果について (社会教育課)

妹川生涯学習部主幹

報告事項(5)「習志野市文化振興計画(案)のパブリックコメント結果について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。パブリックコメントの実施期間は、令和2年11月18日から12月18日までの約1ヶ月間である。その中で、7名から31件の意見をいただいた。いただいた意見の概要としては、大きく分けると4種類であった。1点目は記載の仕方、2点目は事業や取り組みへの提案、3点目は要望事項、4点目はその他意見であった。

1点目の記載の仕方については、主に資料1ページ目から資料2ページ目にある意見である。計画をよりわかりやすくするため、これまでの本市の歴史や取り組みを踏まえた具体的な記載、具体的な事業の達成時期や成果の記載、関係機関との連携ネットワークを示す図の記載などがあった。これまでも努めてはいるが、わかりやすくすることは大事なことなので、取り入れられるものについては計画に取り入れていくつもりである。

2点目の事業や取り組みへの提案について、資料1ページ目、No. 5、No. 6の意見を御覧いただきたい。鑑賞の機会や発表の場の提供だけに留まらず、このことをきっかけに各々の考え方を深める機会を創り出すような取り組みも大切であり、また、子どもたちに対しても、浅い体験に留まらず、今後の生き方にも影響を与えるような企画が必要であるという趣旨の意見をいただいた。広く浅く実施して底上げを図ることも大事だと思うが、意見にあるように、さらに一步踏み込んだ取り組みも大事だと思う。今後の取り組みの参考にできればと考えている。また、資料3ページ目を御覧いただきたい。No. 14、No. 20の意見である。こちらについては、高齢化に伴う担い手不足という観点から意見をいただいた。従来のやり方では発展が見込めないものは、新たな視点や

若い世代の興味のあるものも取り入れながら取り組むことの提案をいただいた。新たな担い手の不足については、計画の中でも課題として捉えており、これまでも試みたこともあることだが、非常に難しいことだと考えている。問題解決のための参考にできればと考えている。

続いて、要望事項については、主に活動場所の確保について意見をいただいた。資料3ページ目、No. 19の意見である。こちらでは、展示スペースやギャラリーの要望があった。本市は音楽が特徴ということで、なかなか美術には脚光がいていないが、美術も大切な文化活動の一つであることから、既存施設で展示がしやすい環境整備ができれば良いと考えている。

最後に、その他意見としては、この計画に対して、また、本市の文化に対して期待していただくような意見があった。以上がパブリックコメントの主な内容である。

今後については、これらパブリックコメントに対して市の考え方を加え、1月下旬に開催を予定している社会教育委員会議に報告し、それを踏まえて答申をいただく予定としている。2月の教育委員会会議において、市の考え方を答申内容と併せて報告し、計画の策定について議題とする予定としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

協議第1号 令和3年度以降の育英資金の選考基準について

(学校教育課)

野村学校教育課長

協議第1号「令和3年度以降の育英資金の選考基準について」、説明する。

本件は、過去数年間、育英資金受給者の定員を満たすことができないことが課題として取り上げられているが、それについて見直しを行うものである。来年度以降、より多くの生徒が申請できるよう、選考基準を見直していきたいと考えている。

資料2ページ目、「資料2」を御覧いただきたい。育英資金の申請見込み数を算出するために、今年度の市内公立中学校3年生の準要保護・要保護世帯で、評定平均3.8以上の成績の人数を調査したところ、18名が対象ということで挙げられている。また、「資料3」にあるように、令和2年度における高校1・2年生の受給者が12名で、来年度高校2・3年生に進学するものとして考える中で、見込みでは継続の申請が行われると予測している。しかしながら、選考基準に成績があり、「資料4」にあるように、基準を満たせずに継続申請に至らなかったケースがあったことから、今回、継続審査の方法について見直すことを考えている。

これまでは、高校2年生以上については、学業成績証明書に基づき、高校1年生から申し込み時までの学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.8以上ということで行っていた。そこで、継続申請基準を、高校1年生から申し込み時までの学業成績の評定平均値が3.8に準じる評定ということで、「準じる」という言葉を加えている。その中で、面接、作文等で総合的に判断をすると変更し、門戸を広げていきたいと考えている。この準じるという言葉については、学校教育課の中で評定について算定値をつけて、面接、作文等と一緒に評価をしているところがある。これが大体どれぐらいの数値であれば良いのかという点について早急に研究を進めて、今後、申請が出てくる前までにしっかりと作っていかねばいけないと考えている。

また、申請ができる基準にある中学3年生の中で、高校1年生になった時に申請をしてこないケースがある。今年度まさに、一度締め切りをした中で、新型コロナウイルス感染症の関係で申請期間を延ばし、各校に問い合わせをしたところ、4名の追加申請があった。今一度、今年度中に申請に値する生徒に対しての声かけを、引き続き学校で行ってもらいたいと思っている、と概要を説明

高橋委員

これまでも議論になったと思うが、申請の基準に関して、やや緩和するような形で考えていただいたことはとても素晴らしいことだと思う。実際、「資料2」に記載のあるように、1千248名中評定平均3.8以上は552名で、これは全体の約44%に当たる。経済的に厳しい家庭で、他の家庭に比べると恐らく塾にも行けないという中で、評定平均3.8以上を取るのには相当の努力をしていると思う。ぜひ、3.8以上に準ずる評定というあたりで、できるだけ多くの経済的に厳しい家庭の子どもが、育英資金を受給できるようにしていただけたらと思う、と発言

野村学校教育課長

今ほどいただいた御意見について、検討しながら進めていきたいと思う、と回答

馬場委員

「準ずる」という点に引っかかり、曖昧な表現だと思うが、恐らく、具体的に評定の平均値を出してしまうと、それによって継続申請を断念してしまう人が現れてしまうということで、数字を具体的に出不さないのだろうと考えた。だとすればこそ、継続申請の対象になっている人たちへの確実な声かけや、より丁寧な説明が必要だと思うので、取りこぼしのないような方法を確実に取っていただきたい、と要望

野村学校教育課長

学校教育課としても、この「準ずる」という部分が非常に難しいというのは理解している。この点については、年によっても変動する部分があり、それが年によって変わってしまうのはいけない部分もあるので、慎重に進めていきたいと思う。また、現在の中学3年生については、先ほど説明したように、しっかりと学校に声掛けをしたいと思う、と回答

古本委員

新規の申請は評定平均3.8以上と決まっており、「準ずる」としたのは、評定平均3.8以上でせっかく育英資金を受けていたのに、1年経って次の年に何らかの理由で成績が落ちてしまったという人を救ってあげるために、曖昧な表現にしたという理解でよろしいか、と質問

野村学校教育課長

その通りである、と回答

古本委員

継続申請者が評定平均を下回ったから申請ができなくなるということではなく、そういう人も諦めず、次も頑張れるよう、声掛けをしっかりとすることを続けていただければと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<議案第1号については非公開。

ただし、議案第1号については令和3年2月22日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

中野教育総務課長

議案第1号「令和2年度教育費予算案(3月補正)について」、説明する。

資料1ページ目、「(1)歳出概要及び財源内訳」を御覧いただきたい。1点目は、習志野文化ホール運営費である。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休館を行い、歳入として使用料が入ってこない状況となったことから、財源内訳を調整するという、収入がなくなったことに関するの予算である。

2点目、鹿野山セカンドスクール事業である。鹿野山セカンドスクールが令和2年度は中止となり、その分の歳出予算が必要なくなったことから、減額の補正をするものである。

3点目、新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業である。こちらは、健康診断で使用する検診器具の滅菌を行う機械を購入しようとするものである。なお、さらにその下部に「(2)繰越明許費」とあるが、この機械は現在在庫がなく、今年度中に購入することが非常に困難な状況であることから、繰越明許で来年度に購入するという内容である。

以上3件について、令和2年度3月補正予算案として市長に申し入れるものである、と概要を説明

古本委員

習志野文化ホール運営費について、習志野文化ホールは市長事務部局に運営を任せていたよ
うな気がするが、予算は市長事務部局で計上するものではないのか、と質問

妹川生涯学習部主幹

習志野文化ホールの運営については教育委員会が事務委任を受けており、実際の事務の取り
扱いは教育委員会で行っている、と回答

古本委員

理解した、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決され
た。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言